

八潮市 暴力団排除条例

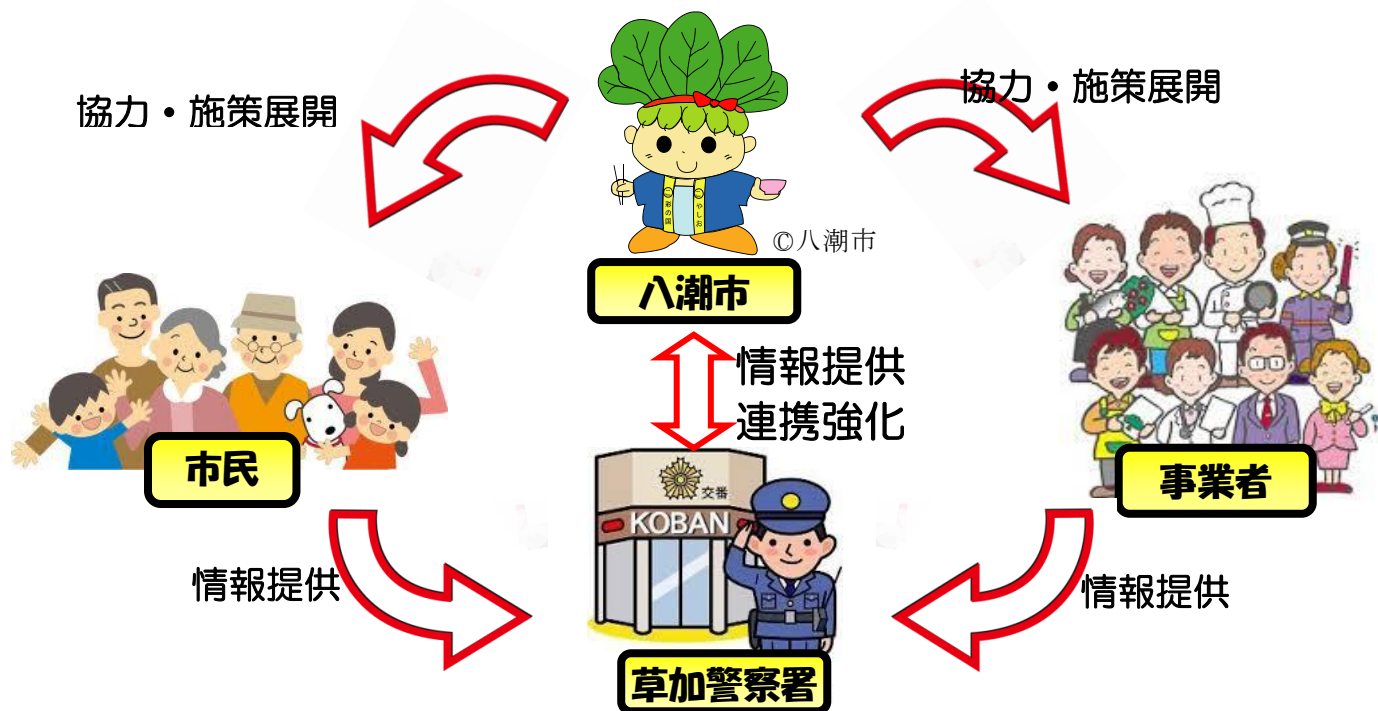
暴力団を
恐れな**い**

暴力団に資金を
提供**し**ない

NO 暴力団

暴力団を
利用**し**ない

暴力団と
交際**し**ない



～八潮市暴力団排除条例の主な内容～

市の取り組み

施策実施と情報提供

県や関係団体と連携して施策を推進し、暴力団排除に関する情報を提供します。

市の事業における措置

市の公共工事及び市の事業から暴力団を排除することで、暴力団に利益を与えません。

広報・啓発活動

暴力団排除活動の重要性を理解してもらうため、広報・啓発活動を行います。

教育における措置

中学生等が暴力団に加入したり、被害を受けないような教育を必要に応じて実施します。

市民及び事業者の取り組み(役割)

暴力団排除のための活動に取り組み、市の施策に協力するよう努めます。

暴力団排除に関する情報を知ったときは、市や警察に提供するよう努めます。

暴力団と交際関係を利用しないよう努めます。

暴力団に関する問い合わせ先

草加警察署・刑事課
草加市花栗3丁目2番23号
電話048-943-0110(代)

八潮市・交通防災課
八潮市中央一丁目2番地1
電話048-996-2111(代)